

要介護認定者対象

「障害者控除」と「おむつ代」の医療費控除

要介護認定者の障害者控除

確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することで、所得税や市・県民税の障害者控除を受けられる場合があります。

この認定書は、基準日時点において、65歳以上で要介護認定を受けており、一定の基準を満たしている人に交付します。
 ※基準日は令和5年12月31日
 ※要支援1・2の人は対象外

おむつ代の医療費控除

確定申告の際、おむつ代が医療費控除として認められるには、「おむつ代医療費控除用医師意見書確認書」が必要です。

この確認書は、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けており、一定の基準を満たしている人に交付します。
 ※おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
 ※おむつの購入代金について補助するものではありませんのでご注意ください。

交付申請（両控除共通）

窓口／長寿介護課（大仁支所） ☎ 0558-76-8009

持ち物／

- ・申請者本人を確認できる書類
- ・対象者の介護保険被保険者証

確定申告に関する問い合わせ

☎ 税務課 ☎ 055-948-2918

☎ 三島税務署 ☎ 055-987-6711

伊豆の国市地域自立支援協議会

一般報告会

☎ 障がい福祉課
☎ 0558-76-8007
FAX 0558-76-8029

伊豆の国市地域自立支援協議会の活動報告会を行います。
障がいのある人もない人も、いろんな人がハッピーな伊豆の国市を目指して、あなたもちょっと話を聞きに来てみませんか？



とき

2月10日（土）
13時30分～15時30分

ところ

アクシスカつらぎ
多目的ホール

その他

- ・参加者にポストカードをプレゼント
- ・福祉事業所製品を販売

内容

- 活動報告
- 事例発表
テーマ／「障がい者とともに生きる地域づくり」
発表者／伊豆長岡地区民生委員児童委員協議会
- パネルディスカッション
テーマ／「障がいのある人が地域で生活していくこと」
内容／障がいのある人やその家族が自分たちの言葉で語ります。

犬の登録手続きをしましょう



犬を飼い始めたときは、狂犬病予防法に基づき登録申請が義務付けられています。また、犬が亡くなったとき、および所在地・飼い主の変更などがあったときには届出が必要です。各手続きは下の表を参考にしてください。
 オンライン申請にも対応しています。詳細は市HPをご覧ください。

☎ 環境政策課
☎ 0558-76-8002



▲市HP

登録項目	届出が必要な事例	届出期限	手数料	オンライン申請時の来庁の有無
犬の新規登録	犬を飼い始めた場合 (登録済の犬を購入または譲り受けた場合は登録事項の変更)	取得から30日以内 (生後90日以内の犬は91日目から30日以内)	3,000円 / 1頭	手数料の支払い・鑑札受け取りなどのため、要来庁
犬の死亡届	犬が亡くなった場合	犬が亡くなった日から30日以内	なし	来庁不要 ※鑑札・注射済票の返却は郵送もしくは来庁
飼い主に関する登録事項の変更	飼い主が変わった場合・ 飼い主が転居した場合	変更があった日から30日以内	なし	来庁不要
犬に関する登録事項の変更	犬が転居・転入した場合	変更があった日から30日以内	なし	転居→来庁不要 転入→鑑札交換などのため 要来庁
	犬が転出した場合	変更があった日から30日以内 (転出先の市町へ届出)		転出先の市町に確認してください。
鑑札（登録番号の札）の再交付	鑑札を紛失した場合 ※鑑札の交付がない市町からの転入も含む	紛失後すぐ	1,600円 / 1件	手数料の支払い・鑑札受け取りのため、要来庁
注射済票の再交付	注射済票を紛失した場合	紛失後すぐ	300円 / 1件	手数料の支払い・注射済票受け取りのため、要来庁

☎ 幼児教育課
☎ 055(948)1447



新公立認定こども園の名称が『にじいろこども園』に決定！

長岡保育園と長岡幼稚園を統合し、令和6年4月1日に開園する新しい公立認定こども園の名称が『伊豆の国市立にじいろこども園』に決定しました。

両園の在園児および保護者の投票により決定したこの名称には、次のような思いが込められています。

- ・「にじいろ」は多様性を表す象徴色であり、園児一人一人の個性を大切に育んでいきたい。
- ・「希望の象徴」である「にじ」の名前を冠した新しい認定こども園で、子どもたちが希望に満ち溢れ、健やかに育ってほしい。

新たに誕生する『にじいろこども園』をよろしく願います。